

第5回 地域DX支援の取り組みに関するワークショップ
「経理業務受託等によるデジタル化支援」

地域金融機関における経理業務受託の現状整理

2026年10月14日

有田 帝馬（ありた てつま）



BANK OF JAPAN

1. 経理業務受託に関する整理

(1) 経理業務受託の定義

- ・ 経理業務受託の範囲は、定型業務（記帳代行等）から経営管理計数作成まで幅広い
- ・ デジタルBPOやBPaaSなど、AIやクラウドなどのデジタル技術を前提とした受託形態も存在

【業務受託とは】

- ・ 企業の部門や部署単位の業務を一括受託するもの
- ・ 人材派遣や不足補填ではなく、業務の運用責任や最適化まで担う
- ・ 発注側は、コア業務に集中しつつ、受託側の技術やノウハウのメリットを享受できる

【経理業務受託の範囲】

定型業務

記帳代行、伝票整理、振込・支払作業、請求書発行など

管理業務

売掛・買掛金管理、月次決算手続、給与計算など

その他業務

決算書作成、経営管理計数作成など

【デジタルBPO/BPaaS】

デジタルBPO

AI、RPA、OCRなどのデジタル技術を活用し、手作業を徹底的に自動化・効率化した受託形態

BPaaS

クラウド等に構築したプラットフォームで提供する受託形態

(2) 委託した企業側の主なメリット

- ・ 経理業務受託は、人手不足の緩和、業務プロセスの改善、制度改正への対応負担減など、中小企業の経営課題を解決する手段として有力

1. 人手不足の緩和、コア業務への人的リソース集中

- ・ 経理人材の確保難を外部の専門体制で補完
- ・ 強みを有するコア業務の企画や分析業務へ、人的リソースをシフト

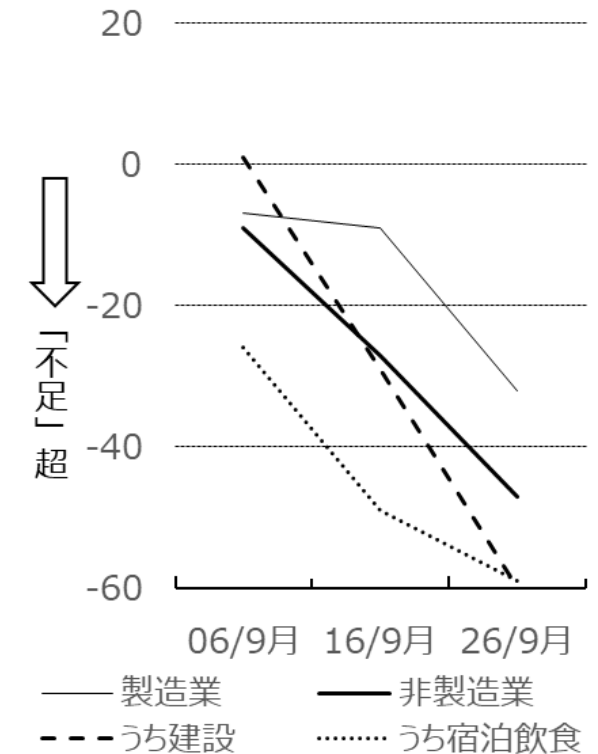
2. 業務プロセスの改善

- ・ 受託事業者の有するノウハウやデジタル・AI技術を活用した、業務プロセスの標準化・デジタル化
- ・ 業務プロセスの標準化・デジタル化を通じた、経理業務処理の迅速化とミスの削減

3. 制度改正等への対応負担減

- ・ 法改正（例：インボイス制度や電子帳簿保存法など）への対応負担の軽減

【中小企業の雇用環境】



(出所) 日本銀行 雇用人員判断DI

(3) 委託した企業側の主なリスクと留意点

- ・ 委託業務のブラックボックス化、人員再配置の負担、他のステークホルダーとの調整など、経理業務受託を進めるにあたり、リスクや留意すべき点も存在

1. 委託業務のブラックボックス化

- ・ 委託業務のブラックボックス化により、自社での業務の検証、遂行、改善が難化

2. 人員再配置の負担

- ・ 業務変更に伴う社内での心理的抵抗、配置転換時の人事管理負担
- ・ 配置転換後の社員のリスクリング負担

3. 関係する他のステークホルダーとの連携への影響

- ・ 業務フローの変化に伴う、連携していた税理士や既存ベンダーとの調整負担
- ・ 申告業務等、資格を要する業務との切り分け

2. 地域金融機関の環境

(1)「地域金融力強化プラン」、「監督指針」、「プロGRESSレポート」

- ・「地域金融力強化プラン」により、経理業務受託によるデジタル化支援の位置づけが明確化。その後も、これに沿う「監督指針」の改正や「プロGRESSレポート」の公表が行われている

【地域金融力強化プラン】

- ・「地域企業の価値向上への貢献」と「地域課題の解決」の1つとして「DX支援」が求められる
- ・一層支援できるよう「経理業務の受託」を、金融機関の業務に位置づけ

【監督指針】

- ・「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」等により、顧客基盤の維持・拡大等につなげていくことが重要
- ・ソリューションの1例として、経理業務の受託等（デジタル化支援業務）を例示

【プロGRESSレポート】

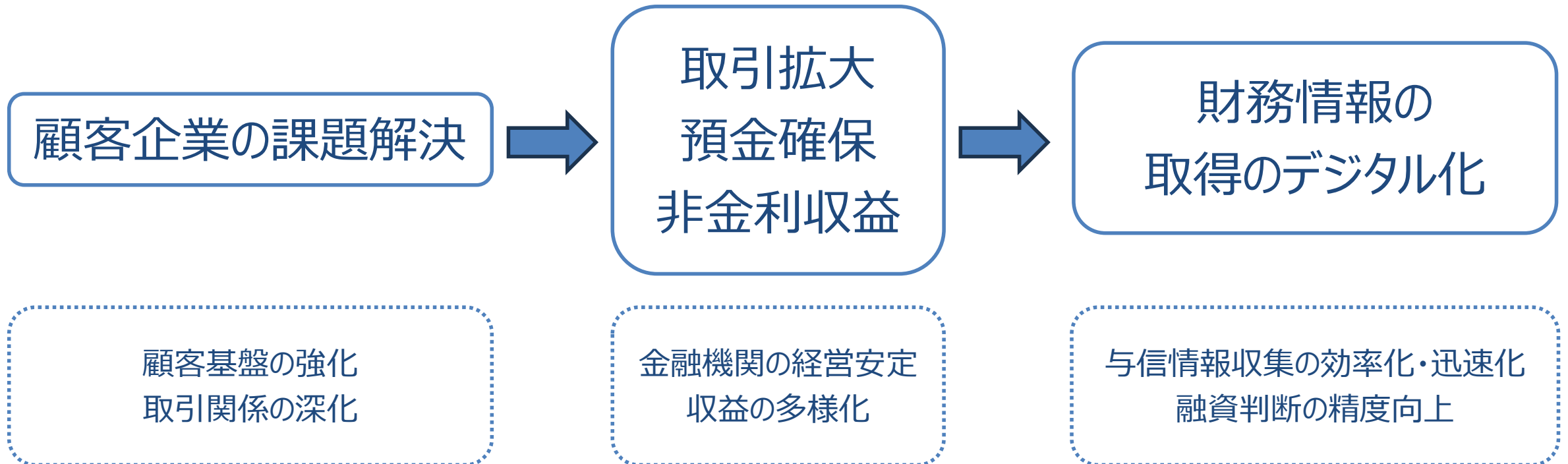
- ・DXについて金融機関の支援に対する期待が大きい。このDX支援の取組みの一つとして経理業務の受託が挙げられる
- ・先進的な取組（グループ企業から開始し外部に展開、AIの活用等）を紹介

積極的に取り組むべき経営課題

（出所）金融庁「地域金融力強化プラン」（2025年12月）、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（2026年4月）、金融庁「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」（2026年7月）

(2) 経理業務受託に取り組む「メリット」

- ・ 顧客企業の課題解決を進め、関係を強化しつつ、取引拡大、預金確保、非金利収益も期待できる
- ・ また簡単ではないが、展望として、財務情報の取得プロセスのデジタル化を通じた、与信管理の効率化や高度化もあり得る



(3) 経理業務受託のリスク管理

- ・経理代行と融資審査の兼務による情報の不正利用リスクへの対応、税理士等の士業との役割分担、適切な情報管理体制など、特有のリスクへの対応が必要

	情報管理	士業との関係	セキュリティ管理
特有のリスク	・経理業務で得られた情報の不正利用（例：了承なく融資審査に利用）	・士業の独占業務（税務書類の作成等）の抵触 ・既存の税理士ネットワークとの競合	・顧客の重要情報（財務データ）を預かるため、漏洩時の信頼失墜が甚大
対応例	・得られた経理情報の利用範囲の明確化 ・部門間の情報隔壁（チャイニーズウォール）の設置	・税務申告部分は提携税理士に引き継ぐ「協業モデル」の構築	・金融機関の通常業務と同じセキュリティ要件の適用 ・業務委託先（システムベンダー等）の厳格な管理

(4) 先進的な金融機関の経理業務受託の形態

- ・先行して経理業務受託に取り組む金融機関の形態は、自庫の経営資源や戦略に応じて、大きく「直接提供（本体・子会社）型」と「ハブ型」の2つに大別される

直接提供（本体・子会社）型



- ・人材育成やノウハウ蓄積が進む
- ・より深い顧客理解に繋がる

ハブ型



- ・初期投資やリソース負担が軽い
- ・手数料（紹介料等）が収益

(5) BPaaSへの発展

- ・ 先進的な先では、「従来型の業務受託」や「SaaSの導入支援」における課題を踏まえ、クラウド基盤上で、専門スタッフによる、ITやAIツールを活用した先進的な業務受託を提供する「BPaaS」に取り組むケースもある

従来型の業務受託

紙/Excelベース業務を、そのまま代行

効率性/拡張性に課題



SaaSの導入支援

経理/会計システム等のITツール導入を支援

導入後の運用や安定的な定着に課題



BPaaS (Business Process as a Service)

委託者と受託者がデータを共有できるクラウド基盤上で、専門スタッフによる、ITやAIツールを活用した、先進的な業務受託を提供するサービス

業務をこなす労働力（従来型の業務受託）と、業務を効率化する道具（SaaS）を組み合わせ、質の高い業務受託を、インターネット上で利用できるようになる

3. 海外の事例

(1) Citcoの事例

- ・ 金融および企業管理サービスを提供するCitcoは、Accounting BPO Solutionを提供
- ・ 顧客ニーズに応じた柔軟なカスタマイズと、高い専門性や技術を強みとしている

Accounting BPO Solution

多国籍企業、一般法人、個人クライアント等を対象とした、包括的かつ、顧客ニーズに応じた柔軟なカスタマイズが可能な、経理業務等の受託サービス

取引業務

日々の記帳、請求書
管理など

伝統的会計業務

顧客毎の会計基準に準拠
した財務諸表の作成

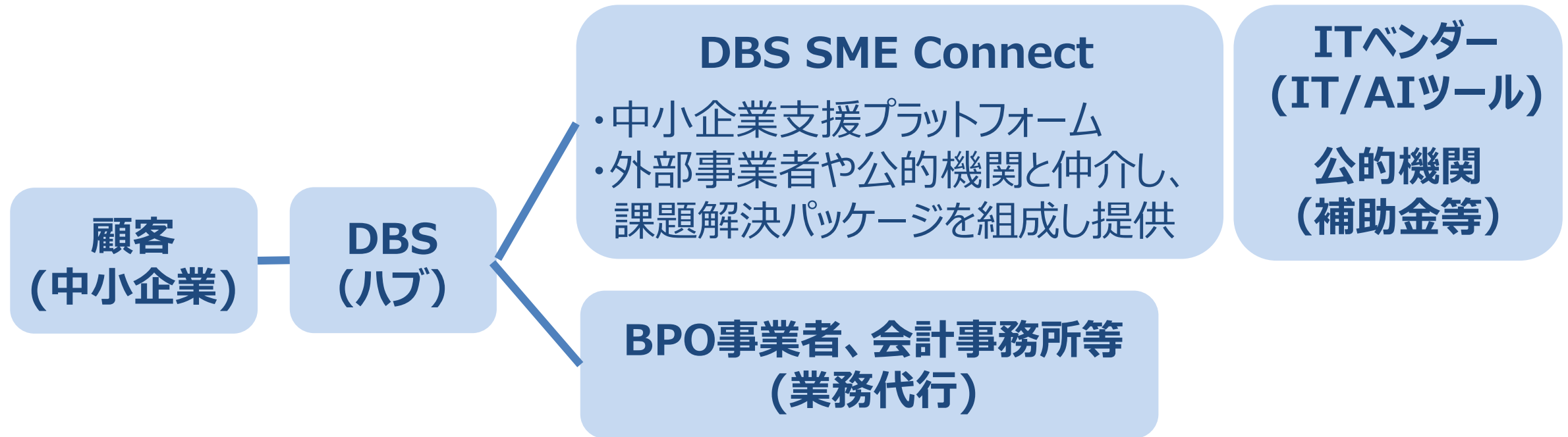
資金管理

資金移動の承認や
キャッシュフロー管理

- ・ 専門家によるチーム体制（公認会計士等の有資格者のチームを組成）
- ・ 高い技術水準（自身で資金管理プラットフォーム等を提供）

(2) DBSの事例

- ・シンガポール大手銀行のDBSは、中小企業支援プラットフォーム DBS SME Connectの枠組みを利用してBPaaS基盤を構築。この基盤と、BPO事業者等をマッチングすることで、中小企業のバックオフィス業務の外部委託を実現



(出所) DBS “DBS introduces DBS SME Connect portal to help accelerate SME’s digitalisation efforts”, “Building Resilience In A Challenging Landscape”, “DBS Spark GenAI Programme”, Sleek “Case study: Zojora, Fashion E-commerce Retailer Conquers Multi-currency with Sleek”

これから関係当局・有識者、
そして実際に取り組みを進めていらっしゃる金融機関からの
プレゼンテーションに移ります

経理業務受託に取り組まれている皆様、
そして、本分野の取り組みを検討されている皆様の
お役に立てれば幸いです

ご清聴ありがとうございました

過去に開催した「地域DX支援の取り組みに関するワークショップ」の資料は、日本銀行ホームページでご覧いただけます。

第1回(2022年11月開催) https://www.boj.or.jp/finsys/c_aft/aft230131a.htm

第2回(2023年 5月開催) https://www.boj.or.jp/finsys/c_aft/aft230712a.htm

第3回(2024年 1月開催) https://www.boj.or.jp/finsys/c_aft/aft240201a.htm

第4回(2025年10月開催) https://www.boj.or.jp/finsys/c_aft/aft251010a.htm

- 本資料の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではありません。
- 本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合は予め日本銀行金融機構局金融高度化センターまでご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。
- 本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、日本銀行は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

【本資料に関する照会先】

日本銀行 金融機構局 金融高度化センター 企画役

有田 帝馬 tel: 03-3277-2146、e-mail: tetsuma.arita@boj.or.jp